

岡崎市監査委員公告第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施した定例監査等の結果は、別紙のとおりである。

令和5年11月29日

岡崎市監査委員	高橋重長
同	長谷川龍伸
同	三宅健司
同	鈴木静男

定 例 監 査 の 結 果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

2 監査の対象

こども部 こども育成課、子育て支援室、家庭児童課、保育課、
総合子育て支援センター、こども発達相談センター

3 監査の実施期間

令和5年3月30日～令和5年11月29日

4 監査の対象期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

6 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

7 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められたが、次のとおり改善・検討を要する事項等が見受けられた。

こども育成課

- | |
|---|
| <p>1 学区こどもの家及び児童育成センターに勤務する職員等の通勤用自家用車の駐車場使用について、行政財産目的外使用許可等に係る手続を行っていなかったため、公有財産管理規則等に準拠した適正な処理をされたい。</p> |
| <p>2 六名会館2階コンファレンスルームに係る行政財産目的外使用許可について、使用実態の把握が十分に行われぬまま許可がされており、実態と乖離しているため、適正な処理をされたい。</p> |
| <p>3 学区こどもの家の指定管理業務に係る精算を伴う修繕費の実績報告について、証拠書類等で金額の確認が十分行われていないものがあつたため、適正な処理をされたい。</p> |

保育課

- | |
|---|
| <p>1 保育所負担金等の公債権について延滞金の徴収手続を行っていなかったため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。</p> |
| <p>2 契約事務において、次のとおり不備な点が見受けられたため、契約規則等に準拠した適正な処理をされたい。</p> <p>(1) 2者以上の者からの見積書の徴取等が必要であると思料される物品購入を分割して、契約しようとする者のみで見積書により随意契約を行っているものがあつた。</p> <p>(2) 工事完成後に契約事務の処理を行っているもの、工期変更等の手続をしていないものがあつた。</p> <p>なお、これらの不備は一連の事務に対する認識不足が一因であると思料されるため、今後同様の不備がないよう徹底されたい。</p> |
| <p>3 私立保育所施設整備費等補助金（施設整備補助金）の実績報告について、証拠書類の内容確認が十分に行われていなかったため、適正な処理をされたい。</p> |